

地域密着型サービスの独自報酬基準に関するQ&A

【利用者への直接的なサービスに関する項目】

【算定要件(一)】

栄養士、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)又は音楽療法士を配置しており、利用者に対する栄養相談、レクレーションメニュー等の策定に携わっていること。

※これらの職種の配置は、非常勤でも可とします。

200単位／登録者全員

番号	疑義内容	回答
1	栄養士等は、必ず事業所での勤務が必要か？	必ずしも必要ではありません。利用者に対する関わりができていれば算定要件を満たしていると考えます。
2	現在、栄養士が月例ミーティングに参加して多職種が協働してサービスの提供に関わっている。このように利用者に対して直接、栄養相談など行っていない場合はどうなのか？	どのような目的で、どのような職種の人が、どのような内容を行うのか、それが利用者に対するサービス提供に資するかどうかを確認してください。質問のような場合は、算定要件を満たしていると考えます。
3	栄養士等は、事業所の勤務形態一覧に記載しなければならないのか？つまり、事業者として雇用していなければならないのか？	職員として雇用されていなければならないものではありません。配置が確認できる書類は、雇用契約書の写しに限らず、覚書などサービス提供に関わっていることが分かる書類を提出してください。
4	事業者(運営法人)の別サービス事業所(デイサービスなど)に配置されている機能訓練指導員がデイサービスの勤務時間外に小規模多機能型居宅介護に関わるという方法でもいいのか？	機能訓練指導員の雇用契約上そのような勤務が可能であるか、デイサービスとしての人員基準を満たすかを再確認してください。その結果、問題がなく、利用者に対する関わりができれば、算定要件を満たしていると考えます。

【算定要件(二)】

同一事業所の介護職員のうち勤続1年以上の職員の割合が、常勤換算方法で90/100以上いること。

100単位／登録者全員

番号	疑義内容	回答
1	対象となる従業者は、どの職種か？	人員基準上、小規模多機能型居宅介護事業所に配置されている管理者、介護支援専門員、介護従業者(看護職員を含む)を指します。
2	どの時点で算出した割合を用いるのか？	サービスを提供する月の前月で算出してください。例えば21年4月提供分であれば、21年3月の1か月分で算出することとなります。 (具体的な算出方法は、「算定要件(二)確認書」参照。)
3	同一法人内の他の介護サービス事業所に勤務していた年数は含めることが可能か？	小規模多機能型居宅介護事業所におけるケアの継続性を重視した算定要件であることから、市町村独自報酬を算定する小規模多機能型居宅介護事業所における勤続年数のみを対象とします。

【算定要件(三)】

6か月以上登録している利用者であって、充実した小規模多機能型居宅介護計画に基づいて提供されたサービスにより、認定更新等の結果、要介護状態区分が軽くなった者であること。

300単位／当該利用者のみ

番号	疑義内容	回答
1	算定することができるのは、利用者全員か、それとも要介護状態区分が軽くなった者に限られるのか？	この算定要件に該当した利用者のみを対象とします。
2	この算定要件に該当した利用者が出てきた場合、いつまで算定できるのか？	該当する利用者に対して、要介護状態区分が軽くなった認定有効期間の間、算定することが可能です。
3	この算定要件に該当する者が区分変更申請をした場合はどうなるのか？	区分変更をした結果、要介護度が上昇した場合は、算定不可とします。要介護度が変わらなかった場合は、従前の認定有効期間について算定可とします。要介護度が軽くなった場合は、新しい認定有効期間について算定可とします。
4	病気等により要介護度が重くなっている利用者が、状態が回復したことにより要介護度が軽くなった場合は算定できるのか？	この算定要件は、充実した小規模多機能型居宅介護計画に基づいて提供されたサービスにより要介護度が下がった場合に算定できるものであるため、小規模多機能型居宅介護によらなくとも要介護度が軽くなることが想定される場合は、算定しないべきであると考えます。
5		【留意事項】 市町村独自報酬は要介護1～5の者を対象としているので、要介護1～5の利用者が要支援1・2になった場合は、市町村独自報酬の対象外となります。

【地域への貢献等に関する項目】

【算定要件(四)】

「地域の自治会町内会に加入」及び「子ども110番に登録」し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組み(3箇月に1回の世代間交流イベント等の開催及び定期的に広報紙を発行し町内会等に回覧)していること。

200単位／登録者全員

番号	疑義内容	回答
1	イベントの周知は、例えば事業所入り口などに掲示する方法もよいのか？また、周知したが地域の住民が集まらなかった場合は、算定できないのか？	イベントの周知方法は特に決めていませんので、事業所の判断で行ってください。事業所入り口での掲示も可です。また、周知したが結果として地域の住民が集まらなかった場合でも、算定要件は満たしていたと考え、算定可能です。
2	利用者やその家族の参加でもよいのか？	「登録者でない地域の住民」が気軽に立ち寄ることができる仕組みの一環としてイベント等を開催してほしいので、地域の住民が参加できるようにしてください。
3	地域で行われている運動会などに参加したことをもって、イベントを開催したと考えてよいのか？	「登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設ける」事が算定要件なので、事業所として主体的に開催するイベントが対象となります。
4	必ず、3か月に1回行わなければならないのか？1月に2回行ってもいいのか？	3か月に1回というのは目安なので、1か月の間に2回行うような計画でも算定要件を満たしていると考えます。季節のイベント等とあわせて開催するなど、いろいろ工夫してみてください。
5	広報紙は、小規模多機能型居宅介護事業所として発行しなければならないのか？それとも、法人として発行した広報紙でもよいのか？	地域の住民に、自分たちが暮らしている地域に小規模多機能型居宅介護事業所があることを知ってもらい、関わってもらう仕組みとして広報紙の回覧を要件としたので、法人として発行した広報紙であっても、当該小規模多機能型居宅介護事業所がどこにあり、どのようなケアを行っているのか等事業所の概要がわかるものであれば対象となります。
6	広報紙の回覧は、どのくらいの頻度で行うのか？	頻度は特に定めませんが、1回限りというのではなく、定期的に行ってください。

【算定要件(五)】

キャラバンメイト養成研修を受講した者を中心として、認知症の人やその家族を支援するための介護教室を年2回以上実施している又は実施を予定していること。

200単位／登録者全員

番号	疑義内容	回答
1	藤沢市では、キャラバンメイト養成研修を開催しているのか？	平成21年度の開催回数、開催時期等は未定ですが、21年度中に開催の予定はあるとのことです(担当は高齢福祉課)。開催のお知らせは、市広報等で周知されますが、介護保険課からも小規模多機能型居宅介護事業所宛に文書でお知らせいたします。
2	キャラバンメイト養成研修修了者が、小規模多機能型居宅介護事業所の従業者として配置されていないといけないか？	利用者やその家族を含めた人々への支援を目的としているので、小規模多機能型居宅介護事業所の従業者として配置されていることが必要です。
3	介護教室を行った後でないと、加算は算定できないのか？	事業所の従業者がキャラバンメイト養成研修を修了した時点で、その後6月間の介護教室の計画を提出することにより、算定可能です。 なお、特別な事情がないにもかかわらず介護教室が開催されなかった場合は返還もありえますので、計画的に実施してください。
4	藤沢市内で開催されたサポーター養成講座に、講師として呼ばれた場合、これを介護教室として位置づけてよいのか？	この算定要件で目的としている「介護教室」は、事業所が主体的に開催する介護教室を指すので、この質問のような場合は含まれません。

その他

1	利用者負担が増えるので、例えば広報などでこの制度が周知がされていれば負担増に対する理解もスムーズにいくと思うが、周知の方法は？	独自報酬を設定した場合は公表しなければならないので、まず市のホームページに掲載する予定です。また、市内の居宅介護支援事業所には郵送で通知し、周知をする予定(3月末)です。
2	独自報酬の算定要件に該当し、事業所として算定しようとするときは、料金表が変更になるので変更届の提出が必要とのことだが、算定要件によっては算定可能な月と不可能な月がでてくる。その都度提出が必要か？極端に言うとも、毎月変更届の提出が必要になってしまうのか？	どういう要件を満たせば独自報酬を算定することができるのか、また、その際の金額を合わせて運営規程等に記載するなど、算定要件によっては算定できる月とそうでない月があるというのがわかるように、内容を変更してください。変更届の提出は、算定を開始する時のみ提出してください。その都度の提出は必要ありません。

●市からのお知らせ

②独自報酬を算定することによって、支給限度基準額の単位数を超えてしまう場合があるので、注意してください。

③独自報酬は、要介護1から5の方のみ、算定が可能です。

藤沢市介護保険課 総務・給付担当
2009年(平成21年)3月19日